

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市公的病院運営費
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	市内の医療体制を確保することを目的に、公益法人等が開設した病院の運営事業費に要する経費について医業利益が損失となる場合に補助金を交付する。
補助事業者	新潟県厚生連羽茂病院
補助対象経費	医業利益が損失となる場合に当該年度の損失額と前5年の損失額の平均の損失額とを比較し、少ない方の額に2/3を乗じて得た額とする。
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	損失額の2/3
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	当該年度の損失額と当該年度の前5年度における平均の損失額とを比較して少ない方の額に2/3を乗じた額【赤字補填】
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	運営費の赤字補填として、公的病院運営の維持継続を図る必要がある
数値目標等	B 数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	医業損失額(赤字額)を対象経費としているため目標数値は設定できない
補助制度開始	平成25年3月25日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 佐渡市内において該当する医療施設は新潟県厚生連羽茂病院のみ
事業担当 (担当部署)	市民生活課 健康増進係
(電話番号)	0259-63-5112